

**1 工事の労務報酬下限額について****(1) 熟練労働者（条例第7条第1項第1号に規定する額）**

熟練労働者、一人親方・公共工事設計労務単価（R 6. 10. 1現在）の 90 %

**(2) 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）**

(仮) 1,380 円

**(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合（条例第7条第1項第1号に規定する割合）**

全労働者の従事業種ごとの 80 %以上とする

**2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について****(1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額（条例第7条第1項第2号に規定する額）**

(仮) 1,239 円

**(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの（条例第7条第1項第2号に規定する額）**

業種・職種	労務報酬下限額
公園管理業務、施設の樹木管理業務、法面維持管理業務	円
街路樹の維持管理業務	円
下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）	円
可燃物等の収集運搬業務	円
学校給食センター調理等業務	円
学校給食配達業務委託	円
学校給食配膳業務委託	円